

○建築基準法第52条第7項第1号の規定に基づく区域の指定について

平成14年12月27日

告示第437号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第7項第1号の規定に基づき、特定行政庁が指定する区域を下記のとおり指定したので告示する。

記

指定する区域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び準工業地域の区域並びに商業地域の区域

附 則

この告示は、平成15年1月1日から施行する。